【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第25期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	株式会社ジャパンディスプレイ
【英訳名】	Japan Display Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 CEO　明間 純
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目２番８号
【電話番号】	03－6732－8100(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO　平林 健
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目２番８号
【電話番号】	03－6732－8100(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO　平林 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第24期 中間連結会計期間	第25期 中間連結会計期間	第24期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	(百万円)	66,430	44,475	132,328
経常損失(△)	(百万円)	△19,100	△7,212	△30,462
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失(△)	(百万円)	△11,363	△7,040	△19,810
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	△10,820	△7,813	△14,168
純資産額	(百万円)	△4,065	4,998	△7,412
総資産額	(百万円)	149,426	112,313	124,248
１株当たり中間(当期) 純損失(△)	(円)	△1.84	△1.06	△3.20
潜在株式調整後１株当たり 中間(当期)純利益	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	△2.8	4.4	△6.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△12,800	△13,575	△23,286
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	22,177	15,320	22,851
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,375	3,605	5,050
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	35,720	32,416	27,186

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、以下の事象を除き、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において継続して営業損失、減損損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、前連結会計年度末において債務超過の状態となりました。当中間連結会計期間においては、新株予約権の一部行使により末日時点で債務超過の状態は解消したものの、重要な営業損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは、BEYOND DISPLAY戦略のもと、成長領域へのリソースシフト及び製品・事業ポートフォリオの再編のほか、固定費の大幅削減と生産性向上を目指した拠点再編、事業規模の改編に応じた国内外の人員削減等の全社的な事業構造改革に引き続き取り組んでおります。

なお、当該状況を解消するための対応策の詳細は、「第４　経理の状況　１　中間連結財務諸表　注記事項」の（継続企業の前提に関する事項）をご参照ください。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当中間連結会計期間（以下「当中間期」といいます。）において、当社は、財務基盤の強化を最重要課題として、保有資産の売却、財務施策の実施及び収益改善に向けた取組みを推進いたしました。この間、第14回新株予約権の行使による資本の増強等により、前連結会計年度末に生じていた債務超過を解消し、末日時点においては純資産の額は正となっております。

具体的には、保有資産の売却として、2026年３月31日に譲渡契約を締結した鳥取工場の譲渡を、当中間期において完了しております。また、2025年11月に生産を終了した茂原工場については、2026年９月30日に新光電気工業株式会社との間で譲渡に係る最終契約を締結いたしました。本件譲渡を通じて、財務基盤の一層の強化を図ってまいります。

財務施策については、当中間期においていちごトラストが第14回新株予約権を一部行使したことにより約202億円を調達いたしました。また、当中間期には合計165億円の借入金返済を実施し、有利子負債の削減及び支払利息負担の軽減を進めました。

収益面では、前期に実施した人員削減及び生産拠点の集約等の事業構造改革による固定費削減効果が発現する中、収益力の向上に取り組んでおります。また、BEYOND DISPLAY戦略の下、ディスプレイ製造で培った技術や知見を活用し、新たな収益源の確立に向け、協業先との新規事業の立ち上げに取り組んでおります。

これらの取組みを通じて、財務基盤の強化及び持続的な収益基盤の構築を進め、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

当中間期の売上高は、2025年11月の茂原工場の生産終了に伴い、生産及び出荷が減少したことにより、前年同期比33.1%減の44,475百万円となりました。売上高は大幅に減少したものの、前期に実施した人員削減や生産拠点集約等の事業構造改革に伴う固定費削減により、EBITDAはマイナス1,606百万円（前年同期はマイナス12,361百万円）、営業損失は3,066百万円（前年同期は14,432百万円の損失）となり、収益性は前年同期から大幅に改善しました。経常損失は、支払利息4,162百万円の計上等により7,212百万円（前年同期は19,100百万円の損失）となりました。親会社株主に帰属する中間純損失は7,040百万円（前年同期は11,363百万円の損失）となりました。これは、特別利益として、茂原工場の譲渡契約締結に伴い、設備撤去費用等として見込んでいた費用の一部が不要となったこと等による事業構造改善費用戻入益994百万円及び鳥取工場譲渡等に伴う固定資産売却益518百万円を計上した一方、特別損失として減損損失417百万円を計上したこと等によるものです。なお、当中間期の対米ドルの平均為替レートは159.5円でした。

売上高の事業体別状況は次のとおりです。

（車載）

当事業体は、計器クラスター、ヘッドアップディスプレイ及びミラー等の自動車用ディスプレイを含みます。

当中間期の売上高は、34,848百万円（前年同期比34.2%減）となりました。これは主に、2025年11月の茂原工場における生産終了に伴い、生産及び出荷が減少したことによるものです。

（民生・産業機器）

当事業体は、デジタルカメラ等の民生機器用ディスプレイ、医療用モニター等の産業用ディスプレイ、センサー、特許収入等を含みます。

当中間期の売上高は、9,627百万円（前年同期比28.7%減）となりました。これは主に、液晶スマートフォン向けディスプレイが戦略的縮小により極めて僅少な水準となったことに加え、茂原工場の生産終了に向けてスマートウォッチ用OLEDディスプレイの出荷が減少したことによるものです。

②資産、負債及び純資産の状況

当中間連結会計期間末における資産合計は、前期末（2026年３月31日）比11,935百万円減少し、112,313百万円となりました。これは主に、現金及び預金が増加した一方、茂原工場での生産終了に伴い売掛金及び棚卸資産が減少したことによるものです。

負債合計は、前期末比24,346百万円減少し、107,315百万円となりました。これは主に、茂原工場の譲渡に係る前受金を計上した一方、短期借入金の一部返済に加え、買掛金、事業構造改善引当金及び未払金が減少したことによるものです。

純資産合計は、前期末比12,411百万円増加し、4,998百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失を計上した一方、第14回新株予約権の一部行使により株主資本が増加したことによるものです。

③キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、運転資金の改善等があったものの、税金等調整前中間純損失の計上及び茂原工場での生産終了に伴い計上した事業構造改善費用の支払等により、13,575百万円の支出（前年同期は12,800百万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、茂原工場の譲渡に係る前受金の受領等により、15,320百万円の収入（前年同期は22,177百万円の収入）となりました。

この結果、フリー・キャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フローと固定資産の取得による支出の合計）は、14,442百万円の支出（前年同期は13,006百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金を一部返済した一方、第14回新株予約権の一部行使による資金調達等により、3,605百万円の収入（前年同期は5,375百万円の収入）となりました。

これらの結果及び為替の影響により、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は32,416百万円となり、前連結会計年度末と比較して5,230百万円の増加となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき課題に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は2,516百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

（いちごトラストとのAMENDMENT TO SHORT-TERM LOAN AGREEMENTの締結）

当社は、2023年５月30日、11月10日、2024年５月13日、2025年３月13日、６月25日及び2026年４月10日開催の取締役会の決議に基づき、いちごトラストとの間で締結した①2023年５月30日付、②同年６月28日付、③同年７月28日付、④同年８月17日付、⑤同年10月30日付、⑥2024年１月30日付、⑦同年２月28日付、⑧同年７月30日付、⑨同年８月29日付、⑩同年９月27日付、⑪同年10月30日付、⑫同年11月27日付、⑬2025年１月30日付、⑭同年２月27日付、⑮同年３月28日付及び⑯同年４月28日付SHORT-TERM LOAN AGREEMENTに関し、いちごトラストとの間で借入金の返済期限変更について、⑯について2026年４月17日付、⑦⑨について2026年５月20日付、③⑤⑥⑧⑪⑬について2026年４月17日付及び７月16日付、④⑫⑭について2026年５月20日付及び８月20日付、②⑩⑮について2026年６月11日付及び９月14日付AMENDMENT TO SHORT-TERM LOAN AGREEMENTを締結いたしました。AMENDMENT TO SHORT-TERM LOAN AGREEMENT締結後の借入の概要は下記のとおりです。

なお、①⑯について2026年５月15日付、⑦について６月25日付、⑨について８月25日付で借入金の全額を期限前弁済いたしました。

	借入実行日	借入先	金額	内容
①	2023年５月31日	いちごトラスト	40億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済日：2026年５月15日 ・担保の有無：有
②	2023年６月29日	いちごトラスト	80億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年12月29日（期限前弁済可） ・担保の有無：有
③	2023年７月28日	いちごトラスト	40億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年10月30日（期限前弁済可）（注２） ・担保の有無：有
④	2023年８月17日	いちごトラスト	40億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年11月30日（期限前弁済可） ・担保の有無：有
⑤	2023年10月30日	いちごトラスト	40億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年10月30日（期限前弁済可）（注２） ・担保の有無：有
⑥	2024年１月30日	いちごトラスト	50億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年10月30日（期限前弁済可）（注２） ・担保の有無：有
⑦	2024年２月28日	いちごトラスト	45億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済日：2026年６月25日 ・担保の有無：有
⑧	2024年７月30日	いちごトラスト	30億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年10月30日（期限前弁済可）（注２） ・担保の有無：有
⑨	2024年８月29日	いちごトラスト	25億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済日：2026年８月25日 ・担保の有無：有
⑩	2024年９月27日	いちごトラスト	50億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年12月29日（期限前弁済可） ・担保の有無：有
⑪	2024年10月30日	いちごトラスト	35億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年10月30日（期限前弁済可）（注２） ・担保の有無：有

⑫	2024年11月27日	いちごトラスト	45億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年11月30日（期限前弁済可）（注１） ・担保の有無：有
⑬	2025年１月30日	いちごトラスト	20億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年10月30日（期限前弁済可）（注２） ・担保の有無：有
⑭	2025年２月27日	いちごトラスト	25億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年11月30日（期限前弁済可）（注１） ・担保の有無：有
⑮	2025年３月28日	いちごトラスト	30億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済期限：2026年12月29日（期限前弁済可）（注１） ・担保の有無：有
⑯	2025年４月28日	いちごトラスト	55億円	・借入金利：15.0%(p.a.) ・返済日：2026年５月15日 ・担保の有無：有

(注１)2026年10月９日付で、上記借入金の全額について期限前弁済を行いました。

(注２)2026年10月19日付で、AMENDMENT TO SHORT-TERM LOAN AGREEMENTを締結し、借入金利を12.0%(p.a.)、返済期限を2027年１月29日に変更いたしました。

（主要顧客との担保権設定契約の締結）

当社は、2025年９月11日及び2026年５月14日開催の取締役会決議に基づき、2026年３月期における主要顧客からの資金提供に伴う条件として、当該顧客との間で、2026年７月29日付で当社石川工場の土地・建物を担保とした担保権設定契約を締結いたしました。

（新光電気工業株式会社との茂原工場不動産売買契約の締結）

当社は、2026年９月30日開催の取締役会決議に基づき、2026年９月30日付で新光電気工業株式会社との間で当社茂原工場の不動産売買契約を締結いたしました。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000,000
A種優先株式	1,020,000,000
B種優先株式	672,000,000
C種優先株式	672,000,000
D種優先株式	500
E種優先株式	5,540
計	15,000,000,000

（注）当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は17,364,006,040株であり、当社定款に定める発行可能株式総数15,000,000,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることは、会社法上要求されておりません。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(注)１(2026年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,689,401,346	4,689,401,346	東京証券取引所プライム市場	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
E種優先株式	5,540	5,540	非上場	（注）２ 単元株式数は100株であります。
計	4,689,406,886	4,689,406,886	―	―

（注）１．提出日現在発行数には、2026年11月１日から半期報告書提出日までの新株予約権の行使又は各種優先株式の転換請求権（普通株式対価の取得請求権）の行使により発行された株式数は含まれていません。

（注）２．E種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、配当支払日（配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。）における最終の株主名簿に記載又は記録されたＥ種優先株式の株主（以下「Ｅ種優先株主」という。）又はＥ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｅ種優先登録株式質権者」という。）に対し、Ｅ種優先株式１株につき、普通株式１株当たりの配当金に、配当支払日におけるＥ種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式の株主（以下「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という。）及びＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録株式質権者」という。）、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたＣ種優先株式を有する株主（以下「Ｃ種優先株主」という。）及びＣ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｃ種優先登録株式質権者」という。）、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された🈁種優先株式を有する株主（以下「🈁種優先株主」という。）及び🈁種優先株式の登録株式質権者（以下「🈁種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて支払う。なお、Ｅ種優先株式１株当たりの配当金に、Ｅ種優先株主及びＥ種優先登録株式質権者が権利を有するＥ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「Ｅ種転換比率」とは、その時点でのＥ種投資金額(下記イに定義される。以下同じ。)を、Ｅ種転換価額(下記(7)ウに定義される。以下同じ。)で除した数(小数点以下第３位まで算出し、その小数点以下第３位を切り捨てる。)をいう。

イ Ｅ種投資金額

Ｅ種投資金額は以下のとおりとする。

① 当初は10,000,000円とする。

② 当社がＥ種優先株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりＥ種投資金額を調整する。なお、調整の結果１円未満の端数が生じた場合、小数点以下第３位まで算出し、小数点以下第３位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のＥ種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のＥ種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するＥ種優先株式を除く。)」、「株式分割等後のＥ種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のＥ種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するＥ種優先株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のＥ種投資金額} = \text{調整前のＥ種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前のＥ種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のＥ種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のＥ種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

③ その他上記②に類する事由が発生した場合は、Ｅ種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主及びＣ種優先登録株式質権者、並びにＤ種優先株主及びＤ種優先登録株式質権者と同順位にて、Ｅ種優先株式１株当たり、Ｅ種投資金額に相当する額を支払う。なお、Ｅ種優先株式１株当たりの残余財産の分配額に、Ｅ種優先株主及びＥ種優先登録株式質権者が権利を有するＥ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対して上記アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、Ａ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主及びＣ種優先登録株式質権者、並びにＤ種優先株主及びＤ種優先登録株式質権者と同順位にて、Ｅ種優先株式１株につき、普通株式１株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるＥ種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 譲渡制限

譲渡によるＥ種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

Ｅ種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｅ種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第２項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対して、Ｅ種投資金額を交付するのと引換えに、Ｅ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、Ｅ種優先株式の一部取得を行うにあたり、Ｅ種優先株主が複数存在する場合には、取得するＥ種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(7) 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

ア 転換請求権の内容

Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者は、払込期日(Ｅ種優先株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。)の１年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がＥ種優先株式を取得するのと引換えに、Ｅ種優先株式１株につき下記イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

Ｅ種優先株式１株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

Ｅ種優先株式１株の取得と引換えに交付する普通株式数 ＝ Ｅ種投資金額 ÷ Ｅ種転換価額

なお、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第３項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ Ｅ種転換価額

Ｅ種転換価額は、以下に定める金額とする。

① 当初は24円とする。

② 上記①の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、Ｅ種転換価額を調整する。なお、調整の結果１円未満の端数が生じた場合、小数点以下第３位まで算出し、小数点以下第３位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりＥ種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のＥ種転換価額} = \text{調整前のＥ種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のＥ種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のＥ種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、①株式無償割当てを行う場合、②潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。)、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は④会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりＥ種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のＥ種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。

また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のＥ種転換価額} = \text{調整前のＥ種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの発行価額}}{\text{調整前のＥ種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のＥ種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の１株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のＥ種転換価額を下回る場合、以下の算式によりＥ種転換価額を調整する。

但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のＥ種転換価額} = \text{調整前のＥ種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの対価の額}}{\text{調整前のＥ種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のＥ種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額(以下本(iv)において「１株当たりの対価の額」という。)が調整前のＥ種転換価額を下回る場合、以下の算式によりＥ種転換価額を調整する。

但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のＥ種転換価額} = \text{調整前のＥ種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの対価の額}}{\text{調整前のＥ種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のＥ種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(以下「割当株式」という。)１株当たりの価値(当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式１株当たりに換算した額とする。以下同じ。)が調整前のＥ種転換価額を下回る場合、以下の算式によりＥ種転換価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後のＥ種転換価額} = \text{調整前のＥ種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \dfrac{\text{割当株式数} \times \text{１株当たりの価値}}{\text{調整前のＥ種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のＥ種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年４月１日～2026年９月30日(注)	809,013,324	4,689,406,886	10,123	10,223	10,123	53,463

（注）新株予約権の行使による普通株式の発行に伴う増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
いちごトラスト（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	ELGIN COURT, ELGIN AVENUE, P.O.BOX 448 GRAND CAYMAN KY1-1106, CAYMAN ISLANDS（東京都中央区日本橋３丁目11番１号）	3,423,618,246	73.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号　赤坂インターシティAIR	97,158,600	2.07
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491番地100	34,965,000	0.75
楽天証券株式会社共有口	東京都港区青山２丁目６番21号	16,822,800	0.36
羽田タートルサービス株式会社	東京都大田区羽田５丁目３番１号スカイプラザオフィス12階	9,627,000	0.21
内海章雄	東京都大田区	9,432,700	0.20
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋１丁目13番１号	7,660,912	0.16
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町１丁目９番７号大手町フィナンシャルシティサウスタワー	6,335,831	0.14
JP MORGAN CHASE BANK 385781（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM（東京都港区港南２丁目15－１品川インターシティＡ棟）	5,959,772	0.13
内海晴和企画株式会社	東京都大田区羽田５丁目３番１号スカイプラザオフィス10階	5,392,000	0.11
計	―	3,616,972,861	77.14

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社　97,158,600 株

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権(個)	総株主の議決権に対する所有議決権の割合(%)
いちごトラスト（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	ELGIN COURT, ELGIN AVENUE, P.O.BOX 448 GRAND CAYMAN KY1-1106, CAYMAN ISLANDS（東京都中央区日本橋３丁目11番１号）	34,236,182	73.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号　赤坂インターシティAIR	971,586	2.07
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491番地100	349,650	0.75
楽天証券株式会社共有口	東京都港区青山２丁目６番21号	168,228	0.36
羽田タートルサービス株式会社	東京都大田区羽田５丁目３番１号スカイプラザオフィス12階	96,270	0.21
内海章雄	東京都大田区	94,327	0.20
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋１丁目13番１号	76,609	0.16
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町１丁目９番７号大手町フィナンシャルシティサウスタワー	63,358	0.14
JP MORGAN CHASE BANK 385781（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM（東京都港区港南２丁目15－１品川インターシティＡ棟）	59,597	0.13
内海晴和企画株式会社	東京都大田区羽田５丁目３番１号スカイプラザオフィス10階	53,920	0.11
計	―	36,169,727	77.15

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	E種優先株式 5,500	―	（1）株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,688,899,100	普通株式 46,888,991	（1）株式の総数等に記載のとおり
単元未満株式	普通株式 502,146 E種優先株式 40	―	（1）株式の総数等に記載のとおり
発行済株式総数	4,689,406,886	―	―
総株主の議決権	―	46,888,991	―

(注)「単元未満株式」の普通株式には、自己株式７株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジャパンディスプレイ	東京都品川区東品川二丁目２番８号	100	―	100	0.00
計	―	100	―	100	0.00

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,755	32,983
売掛金	17,902	10,765
未収入金	4,407	2,459
商品及び製品	7,233	5,742
仕掛品	8,903	5,841
原材料及び貯蔵品	11,330	8,977
その他	3,703	3,800
貸倒引当金	△196	△80
流動資産合計	81,039	70,490
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	28,532	26,975
機械装置及び運搬具（純額）	852	633
土地	6,509	6,550
リース資産（純額）	283	232
建設仮勘定	1,000	1,258
その他（純額）	594	516
有形固定資産合計	37,772	36,166
無形固定資産		
その他	223	170
無形固定資産合計	223	170
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	4,655	4,881
その他	558	604
貸倒引当金	△1	-
投資その他の資産合計	5,212	5,485
固定資産合計	43,208	41,822
資産合計	124,248	112,313

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,236	12,729
短期借入金	65,000	48,500
未払金	6,928	3,238
未払法人税等	105	107
製品保証引当金	-	777
有償支給に係る負債	4,277	2,908
賞与引当金	1,065	1,064
前受金	16,241	28,581
事業構造改善引当金	7,360	3,216
契約損失引当金	2,263	510
訴訟損失引当金	-	300
その他	4,383	2,532
流動負債合計	127,862	104,467
固定負債		
事業構造改善引当金	958	124
契約損失引当金	-	62
退職給付に係る負債	146	160
その他	2,693	2,499
固定負債合計	3,799	2,847
負債合計	131,661	107,315
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	10,223
資本剰余金	141,205	151,329
利益剰余金	△164,475	△171,515
自己株式	△0	△0
株主資本合計	△23,169	△9,963
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
為替換算調整勘定	8,617	8,455
退職給付に係る調整累計額	7,031	6,421
その他の包括利益累計額合計	15,650	14,877
新株予約権	105	84
純資産合計	△7,412	4,998
負債純資産合計	124,248	112,313

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
売上高	66,430	44,475
売上原価	69,395	40,145
売上総利益又は売上総損失（△）	△2,964	4,329
販売費及び一般管理費	※1 11,467	※1 7,396
営業損失（△）	△14,432	△3,066
営業外収益		
受取利息	86	72
受取賃貸料	71	81
受取技術料	-	255
その他	576	607
営業外収益合計	734	1,017
営業外費用		
支払利息	3,919	4,162
為替差損	830	57
その他	652	941
営業外費用合計	5,402	5,162
経常損失（△）	△19,100	△7,212
特別利益		
固定資産売却益	※3 19	※3 518
関係会社株式売却益	※4 18,533	-
事業構造改善費用戻入益	-	※5 994
退職給付制度終了益	※6 2,752	-
新株予約権戻入益	※7 234	-
特別利益合計	21,540	1,512
特別損失		
減損損失	※8 539	※8 417
事業構造改善費用	※9 12,692	※9 154
訴訟損失引当金繰入額	-	※10 300
特別損失合計	13,231	872
税金等調整前中間純損失（△）	△10,792	△6,571
法人税等	571	469
中間純損失（△）	△11,363	△7,040
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△11,363	△7,040

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
中間純損失（△）	△11,363	△7,040
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	△0
為替換算調整勘定	1,283	△162
退職給付に係る調整額	△741	△610
その他の包括利益合計	542	△773
中間包括利益	△10,820	△7,813
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△10,820	△7,813

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失（△）	△10,792	△6,571
減価償却費	2,090	1,479
減損損失	539	417
貸倒引当金の増減額（△は減少）	43	△116
支払利息	3,919	4,162
為替差損益（△は益）	△47	69
固定資産売却損益（△は益）	△19	△518
関係会社株式売却損益（△は益）	△18,533	-
退職給付制度終了益	△2,752	-
新株予約権戻入益	△234	-
事業構造改善費用戻入益	-	△994
事業構造改善費用	12,692	154
売上債権の増減額（△は増加）	7,241	7,023
棚卸資産の増減額（△は増加）	4,692	6,825
仕入債務の増減額（△は減少）	△3,237	△7,462
未収入金の増減額（△は増加）	△1,455	1,963
未収消費税等の増減額（△は増加）	2,939	65
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	-	△225
未払金の増減額（△は減少）	△2,302	△1,837
未払費用の増減額（△は減少）	△1,201	△1,124
前受金の増減額（△は減少）	569	△3,029
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△225	△596
その他	△2,133	△2,723
小計	△8,208	△3,039
利息及び配当金の受取額	87	72
利息の支払額	△3,664	△4,442
特別退職金の支払額	△322	△823
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	308	△504
事業構造改善費用の支払額	△1,001	△4,837
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,800	△13,575
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△206	△867
固定資産の売却による収入	24	809
固定資産売却に係る前受金の受領額	3,816	15,600
投資有価証券の取得による支出	△40	-
定期預金の増減額（△は増加）	△927	2
関係会社株式の売却による収入	20,000	-
敷金及び保証金の差入による支出	△24	△57
その他	△465	△166
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,177	15,320
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	5,500	△16,500
株式の発行による収入	-	20,152
リース債務の返済による支出	△224	△47
新株予約権の発行による収入	100	-
その他	-	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,375	3,605
現金及び現金同等物に係る換算差額	535	△120
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	15,287	5,230
現金及び現金同等物の期首残高	20,432	27,186
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 35,720	※1 32,416

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において継続して営業損失、減損損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、前連結会計年度末において債務超過の状態となりました。当中間連結会計期間においては、新株予約権の一部行使により末日時点で債務超過の状態は解消したものの、重要な営業損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

この状況を解消するため、当社グループは、BEYOND DISPLAY戦略のもと、成長領域へのリソースシフトによる事業モデルの変革を進めております。具体的には、X線等のライフサイエンスセンサー、「ZINNSIA（ジンシア）」をはじめとするIoTセンサー、産業用センサー、アンテナ等のセンサー事業と、ディスプレイ事業で培った技術・資産を活用した先端半導体パッケージング事業により、製品・事業ポートフォリオの再編を図っております。ディスプレイ事業においては、高付加価値製品への注力による収益改善を図っております。

また、コスト構造の抜本的改善に向け、全社的な事業構造改革にも取り組んでおります。2026年３月末において譲渡契約を締結した鳥取工場の譲渡を、当中間連結会計期間において完了しております。さらに、2025年11月に生産終了となった茂原工場に関して、2027年３月31日を物件引渡予定日として新光電気工業株式会社に対し同工場の土地建物等を譲渡することにつき、2026年９月30日付の取締役会にて決議し、同日付で同社との間で最終契約を締結いたしました。当該契約締結に伴い、2026年９月末までに譲渡価額の一部156億円を手付金として受領しております。各工場譲渡に伴う石川工場への生産集約等、拠点再編による固定費の大幅削減に加え、希望退職者募集等による生産性向上を目指した体制構築ほか構造改革施策を引き続き推進中です。

加えて、完全子会社のJDI Design and Development合同会社を2026年７月１日付で吸収合併したほか、同年７月９日付の取締役会において同じく完全子会社のJDI Hong Kong Limitedの解散及び清算を決議しており、海外販売拠点の再編による事業運営の効率化も図っております。これら施策を通して、早期の黒字体質への転換と事業成長を目指してまいります。

財務面では、事業運営上必要な当面の運転資金を確保するため、2025年６月25日付の取締役会決議に基づき、当社といちごトラスト（以下「いちご」といいます。）との間で資金調達に関する追加資本提携契約を締結し、同年７月15日付で、いちごに対して当社普通株式を目的とした第14回新株予約権（行使時の調達総額は最大約963億円）を、第三者割当の方法により発行いたしました。当中間連結会計期間においては、2026年５月から９月まで計４回のいちごによる当該新株予約権の一部行使に伴う普通株式発行により、約202億円を調達しております。

さらに、当半期報告書提出日までに、いちごに対する借入に係る弁済期日の延長等（元本総額40億円につき2026年11月30日まで、元本総額130億円につき同年12月29日まで、元本総額215億円につき借入利率引き下げの上2027年１月29日まで）について、いちごとの間で合意いたしました。

加えて、当中間連結会計期間において、2026年５月15日、６月25日及び８月25日付で借入金の一部返済（元本総額165億円）を実施したほか、（重要な後発事象）に記載のとおり、同年10月９日付で同様の一部返済（元本総額100億円）を実施し、支払利息の軽減を図っております。

今後も、資金需要に応じた機動的な借入実施、低効率資産の売却及び営業債権等の流動化のほか、前述の第14回新株予約権のいちごに対する継続行使要請も含め、引き続き適時適切な資金調達及び資本増強策を講じてまいります。

一方で、依然として厳しい競争環境が継続しており、各国の通商政策の変更による影響、世界的なインフレによる原材料費・エネルギー費・輸送費等のコストの高止まり、半導体・メモリ不足や地政学的リスクの高まりによるサプライチェーンへの影響、及び顧客需要の低下に伴う売上減少から、早期の業績回復による黒字転換が遅延するリスクがあります。加えて、前述の各資金調達及び資本増強策は相手方との交渉を含め実施途上にあるため、その結果によっては当社グループの資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。以上を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純損益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純損益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1　偶発債務

前連結会計年度(2026年３月31日)

(1)重要な訴訟

2020年７月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主１名及び当該株主が代表取締役を務めていた国内法人株主２名から、当社及び当社の元取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。現在係争中ですが、当社といたしましては、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

(2)その他

当社が納入した特定の製品において、得意先で当該製品を組み込んだ自動車の品質問題が発生しております。今後の協議結果によっては、得意先による不具合対応費用の一部を負担する可能性がありますが、現時点ではその連結業績への影響額を合理的に見積もることは困難であります。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(1)その他

当社が納入した特定の製品において、得意先で当該製品を組み込んだ自動車の品質問題が発生しております。今後の協議結果によっては、得意先による不具合対応費用の一部を負担する可能性がありますが、現時点ではその連結業績への影響額を合理的に見積もることは困難であります。

(中間連結損益計算書関係)

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
荷造及び発送費	1,485百万円	1,220百万円
給料及び手当	2,828　〃	2,031　〃
退職給付費用	130　〃	△140　〃
外注費	981　〃	856　〃
研究開発費	1,426　〃	1,277　〃
賞与引当金繰入額	183　〃	362　〃

２　当社グループは、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号　2024年３月22日）第７項を適用し、当中間連結会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しておりません。

※３　固定資産売却益

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

主に製造委託先に設置していた自社所有設備の譲渡に伴うものであります。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

主に鳥取工場の不動産譲渡に伴うものであります。

※４　関係会社株式売却益

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

当社及び当社の子会社であるJDI Design and Development合同会社が新たに設立した子会社３社に対して、当社グループが保有する知的財産権の一部を現物出資により移管し、当該子会社の全株式を当社が譲渡したことによるものであります。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

該当事項はありません。

※５　事業構造改善費用戻入益

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

経営合理化及び収益改善を目指し実施した抜本的な構造改革に伴い計上していた事業構造改善費用について、計画進捗に伴い見積りを精緻化したこと及び茂原工場の譲渡契約締結に伴い一部の設備撤去費用が不要となったこと等により、戻入益を計上しております。

※６　退職給付制度終了益

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

当社における希望退職者の募集に対する応募者の確定が「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）に定める大量退職に該当するため、退職給付制度の一部終了に準ずる会計処理を実施したことによるものであります。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

該当事項はありません。

※７　新株予約権戻入益

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

いちごトラストによる第13回新株予約権の全部放棄に伴う戻入益199百万円及び当社ストック・オプションの権利失効に伴う戻入益34百万円によるものであります。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

該当事項はありません。

※８　減損損失

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

当社グループでは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
事業用資産	その他流動資産、その他投資その他の資産	本社 東京都港区	389
遊休資産	機械装置及び運搬具、その他有形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	145
	建設仮勘定	石川工場 石川県能美郡川北町	4
合計			539

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしています。

事業用資産及び共用資産については、ディスプレイ業界の構造的な不況に加え、米国の関税政策や不安定な国際情勢等により、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続き、主に液晶事業の収益性が低下したことにより当中間連結会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額389百万円（主としてその他投資その他の資産318百万円）を特別損失に計上いたしました。なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社グループが評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書（不動産及び動産）を利用し算出した鑑定評価額により評価しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額149百万円（主として機械装置及び運搬具114百万円及び、その他有形固定資産30百万円）を特別損失に計上いたしました。なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

当社グループでは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
事業用資産	その他流動資産、その他投資その他の資産	本社 東京都品川区	27
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	石川工場 石川県能美郡川北町	253
遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具	茂原工場 千葉県茂原市	137
合計			417

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産及び売却想定の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしています。

事業用資産及び共用資産については、ディスプレイ業界の構造的な不況に加え、各国の通商政策の変更や不安定な国際情勢等により、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続き、主に液晶事業の収益性が低下したことにより当中間連結会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額280百万円（主として建設仮勘定116百万円、機械装置及び運搬具59百万円）を特別損失に計上いたしました。なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社グループが評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書（不動産及び動産）を利用し算出した鑑定評価額から処分費用見込額を控除した価額に基づいて評価しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額137百万円（主として機械装置及び運搬具76百万円及び、建物及び構築物60百万円）を特別損失に計上いたしました。なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

※９　事業構造改善費用

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

経営合理化及び収益改善を目指し実施した抜本的な構造改革に伴う諸費用を事業構造改善費用として計上しており、その内訳は以下のとおりであります。

早期退職関連費用	7,979 百万円
拠点再編に伴う費用	4,713 〃
計	12,692 百万円

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

経営合理化及び収益改善を目指し実施した抜本的な構造改革に伴う諸費用を事業構造改善費用として計上しており、その内訳は以下のとおりであります。

早期退職関連費用	97 百万円
拠点再編に伴う費用	56 〃
計	154 百万円

※10　訴訟損失引当金繰入額

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

2020年７月16日付で株主から当社及び当社元取締役らに対し提起された、過年度決算における不適切な会計処理に係る損害賠償請求訴訟に関し、手続状況を踏まえた現時点で合理的に見積もられる損失見込額について、訴訟損失引当金繰入額を計上しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金	37,288百万円	32,983百万円
預入期間が３ヵ月を超える預金	△1,567　〃	△566　〃
現金及び現金同等物	35,720百万円	32,416百万円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１　配当に関する事項

(１)配当金支払額

該当事項はありません。

(２)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

２　株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１　配当に関する事項

(１)配当金支払額

該当事項はありません。

(２)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

２　株主資本の著しい変動

当中間連結会計期間において、2025年７月15日付で発行した第14回新株予約権について、割当先であるいちごトラストから2026年５月から９月まで計４回の一部行使による払込みを受け、資本金が10,123百万円、資本準備金が10,123百万円増加しました。

この結果、当中間連結会計期間末において資本金が10,223百万円、資本剰余金が151,329百万円となっております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
事業体別	売上高	売上高
車載	52,932	34,848
民生・産業機器	13,498	9,627
合計	66,430	44,475

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純損失（△）	△1.84円	△1.06円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失（△）(百万円)	△11,363	△7,040
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失（△）(百万円)	△11,363	△7,040
普通株式の期中平均株式数(株)	6,188,721,284	6,632,910,216
(うちＥ種優先株式(株))	(2,308,333,329)	(2,308,333,329)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

２．Ｅ種優先株式は剰余金の配当請求権について、普通株式と同順位であるため、１株当たり中間純損失の算定上、その普通株式相当数を期中平均株式数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

(借入金の返済)

当社は、財務健全化の推進及び金利負担の軽減を図るため、2026年10月９日付で以下の借入金の合計10,000百万円について返済を実行いたしました。

(1) 借入先	いちごトラスト	同左	同左
(2) 借入金額	4,500百万円	2,500百万円	3,000百万円
(3) 借入実行日	2024年11月27日	2025年２月27日	2025年３月28日
(4) 返済期日	2026年11月30日	2026年11月30日	2026年12月29日
(5) 返済実行日	2026年10月９日	同左	同左
(6) 利率	年15.0%	同左	同左
(7) 担保の有無	有（当社保有の特許権の一部）	同左	同左

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　本　尚　己
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	切　替　丈　晴

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパンディスプレイの2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンディスプレイ及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において継続して営業損失、減損損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、前連結会計年度末において債務超過の状態となった。当中間連結会計期間においては、新株予約権の一部行使により末日時点で債務超過の状態は解消したものの、重要な営業損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。